

アニメーション産業に関する実態調査報告書（概要）

平成21年 1月23日

公正取引委員会

第1 調査目的・調査方法（1ページ）

- ・ アニメ作品の企画，制作は，転々と再委託が行われる多層構造にあり，小規模な事業者が多く，仮に取引上の問題があっても顕在化しにくいと考えられることから，独占禁止法（優越的地位の濫用等）及び下請法の観点から取引実態，取引慣行等について実態調査を実施。
- ・ 制作会社533社に対しアンケート調査票を発送（有効回答114通）。
- ・ 制作会社，テレビ局，広告代理店，DVD販売会社，関連団体等の，44社4団体に対するヒアリングを実施。

第2 調査報告書のポイント

1 アニメ産業の概要

- ・ アンケート回答制作会社の6割超が資本金1000万円以下の小規模事業者（10ページ）。
- ・ 元請制作会社は，作品の制作を下請制作会社に再委託しており，アンケート回答制作会社の3分の2が，アニメ作品の制作を他の制作会社から再受託（11ページ）。

2 取引上の問題点と課題

- ・ 4割超の制作会社が，発注者から十分に協議することなく低い制作費を押し付けられた経験がある旨回答（22ページ）。
- ・ 取引条件について十分な協議を行ったかどうかについての発注者と受託制作会社の認識の差は大きい（23ページ）。

発注者にあっては，取引条件改善のために，発注に際して取引条件について十分な協議が行われるように一層努めることが必要（49ページ）。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引調査室

電話 03 - 3581 - 3372（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

- ・ 制作会社からの再受託において、発注書面等を必ず受領しているとの回答は2割未満（16ページ）。
- ・ 制作会社の8割超が発注書面等が必要である又はあったほうが良い旨回答（17ページ）。
- ・ 発注書面等の交付を必ず受けている制作会社に比べ、そうでない制作会社は発注取消し、発注内容の変更、やり直し、代金減額により不利益を受けたことがあると回答する割合が高くなる傾向（25・28・30・33ページ）。

制作会社の大半が発注書面の交付を望んでおり、また、受託制作会社に不当に不利益を与える行為の未然防止のためには発注書面を確実に交付・受領することが重要（50ページ）。

- ・ 製作委員会に出資しない限り、著作権が制作会社に帰属しないことがほとんど。テレビ局が制作会社に発注する従来の方式でも2分の1がテレビ局の単独所有（36ページ）。
- ・ このような著作権の帰属実態や二次利用収益の配分方法に対する元請制作会社の不満が目立った（37・41ページ）。

著作権法上の著作権の帰属が具体的な事例において必ずしも明確ではない現状において、発注者は、受託制作会社に対し、権利をどちらに帰属させ、権利移転を伴う場合にはその対価をどのようにするのかについて、十分な話し合いを行うことが必要不可欠。

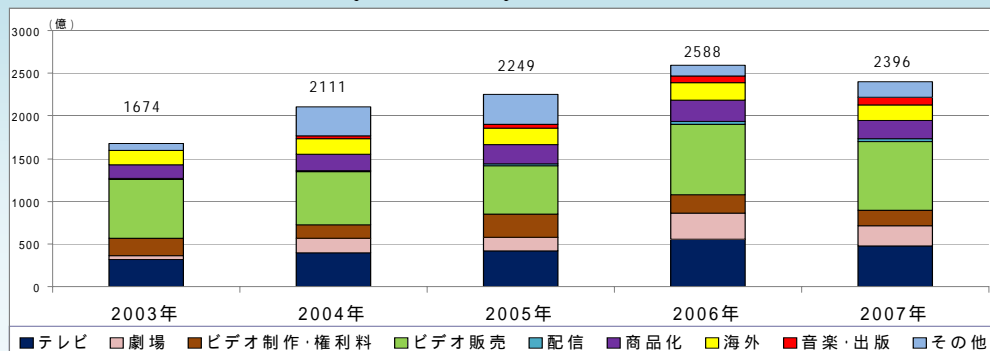
なお、著作権を含む知的財産制度は、知的財産の創出や利用の競争を促進する効果をもたらすものであることが期待されるものであり、著作権の発生や帰属を協議するに当たっては、アニメ制作者のアニメ作品に対する創作意欲を刺激し、質の高い新たなアニメ作品を生み出すインセンティブがもたらされるとともに、二次利用が活発に行われるようになるかどうかという視点が重要（53ページ）。

- 3 公正取引委員会は、今回の調査結果を踏まえ、関係業界に対して、独占禁止法・下請法の問題がないか点検することや、発注時における取引条件の十分な協議や書面交付を徹底することを求めるとともに、引き続きその取引実態を注視。また、独占禁止法又は下請法に違反する疑いのある具体的な事実面接した場合には調査を行い、法令に違反する事実が認められた場合には厳正に対処（57ページ）。

調査結果の概要 ~ アニメ産業の概要とアニメ制作委託取引の概要

アニメ産業の概要

- 国内アニメ産業の市場規模は2007年で2396億円（3ページ）
- 全体売上の40%をビデオ販売・ビデオ制作権利料が占めるなど視聴方法が多様化（3ページ）



出所：「2007年度動画協会会員売上高調査」2008年5月有限責任中間法人日本動画協会

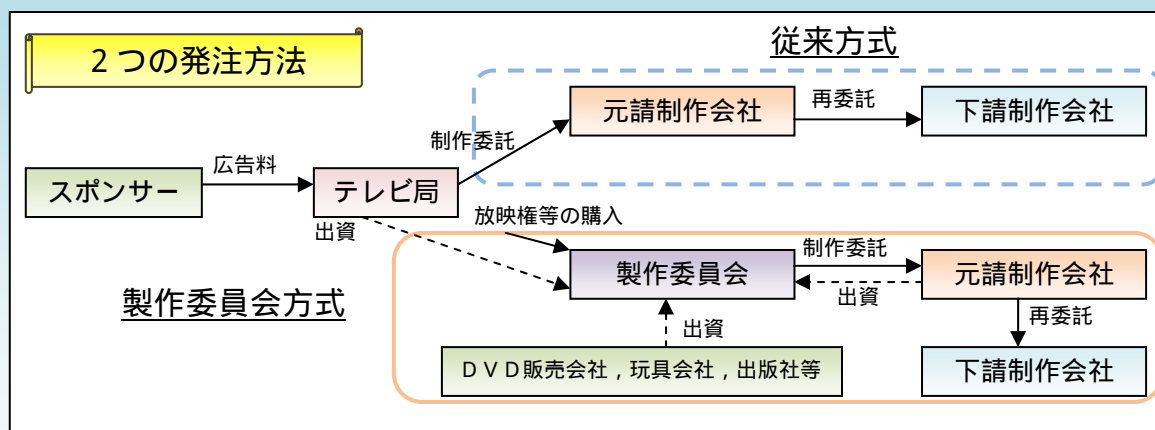
- アニメ制作会社は、中小企業が大半（10ページ）
- 元請制作会社は、作品の制作を下請制作会社に再委託しており、アンケート回答制作会社の3分の2が、アニメ制作を他の制作会社から再受託（11ページ）

アンケートに回答した制作会社の資本金と従業員数の分布

項目	回答数	項目	回答数
資本金1000万円以下	71 (62.8%)	従業員数10人以下	34 (30.1%)
資本金1000万円超 5000万円以下	20 (17.7%)	従業員数10人超 100人以下	72 (63.7%)
資本金5000万円超	22 (19.5%)	従業員数100人超	7 (6.2%)

アニメ制作委託取引の概要

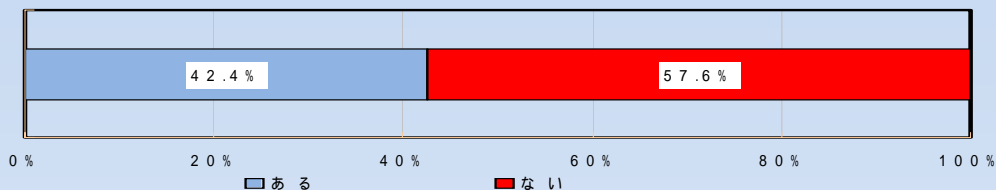
- アニメ制作の発注方法は、テレビ局が元請制作会社に直接委託する方式（従来方式）と、関係者が製作委員会を組織し、製作委員会から元請制作会社に発注する方式（製作委員会方式）があり、現在は製作委員会方式が主流（6ページ）
- テレビ局は元請制作会社に対し、元請制作会社は下請制作会社に対し、それぞれ取引上優越した地位にあることが多い（48ページ）



調査結果の概要 ~ 取引条件についての協議状況

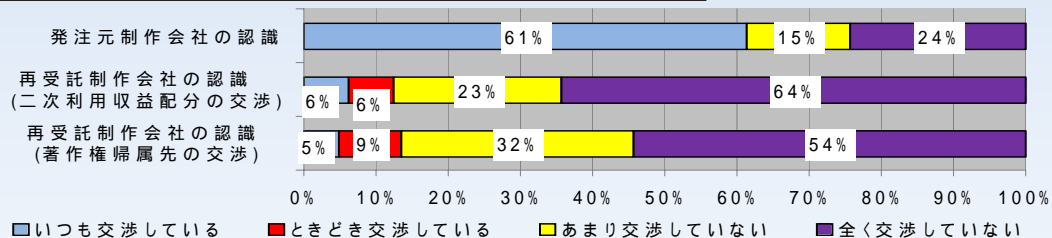
取引条件についての協議状況

- ✓ 受託制作会社の4割超が、十分に協議することなく著しく低い制作費を押し付けられたことがあると回答(22ページ)

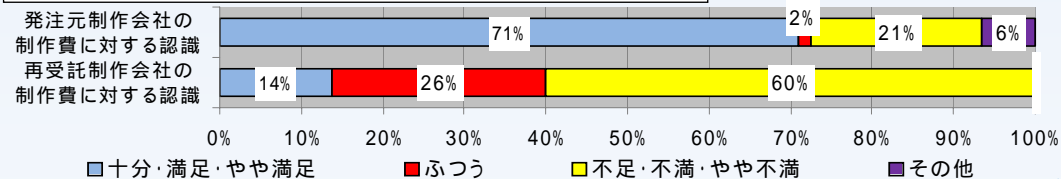


- ✓ 取引条件について、十分な交渉を行っているか否かについての発注者と受託制作会社の認識の差は大きい(23・24・49ページ)

取引条件について相手にどの程度協議を行っているかについての発注元制作会社と再受託制作会社の認識の比較



制作費に対する発注元制作会社と再受託制作会社の認識の比較



(図表24(20ページ)及び図表25(22ページ)を基に作成)

(49ページ)

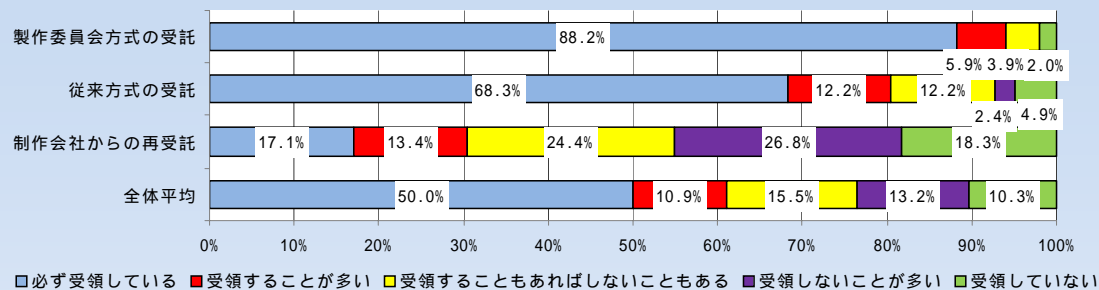
- 制作費が低いことが優越的地位の濫用や下請法上の問題になるかどうかは、受託制作会社と十分な協議が行われたかどうか等の対価の決定方法等にポイントが置かれて総合的に判断される。このため、アニメ制作の発注に際し、制作費の額を決定するに当たっては、発注者は受託制作会社の事情を十分考慮し、協議を尽くすことが重要。

- 発注者が受託制作会社に対して十分な協議を行うことは、取引条件の改善に資するものではあるが、十分な協議を行ったか否かについての発注者と受託制作会社との認識の差は大きく、発注者においては、受託制作会社と取引条件を交渉する際に、十分な協議が行われるよう一層努めることが求められる。

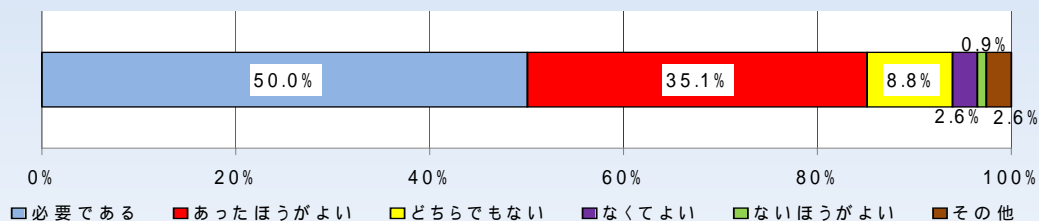
調査結果の概要 ~ 発注書面等の交付

発注書面等の交付

- ✓ 特に、制作会社間の再委託取引において発注書面等の交付が行われていない例が多かった（「必ず受領している」との回答割合は17.1%）（16ページ）。



- ✓ 制作会社の大半が発注書面等の交付は必要であると回答（17ページ）。



- ✓ 発注書面等の交付を必ず受けていると回答した制作会社に比べ、そうでない制作会社は、発注取消し、発注内容の変更、やり直し、代金減額等の不利益を与え得る行為を受けた経験があると回答する割合が高い。

このような相違は統計的にも有意であることが示された（25・28・30・33ページ）。

（50ページ）

- 契約条件が曖昧になることにより受託制作会社に不当に不利益を与えることや、取引条件を定めないまま発注し、事後的に不当に不利益を与えるような取引条件を押し付けることを防止するためにも、事前に発注書面等を交付することは極めて重要。

- 特に下請法の適用を受ける取引にあっては、発注者は発注時に発注書面等を交付することが義務付けられており、たとえアニメ制作委託の特質上、必要記載事項をすべて事前に発注書面に記載することが不可能な場合であっても、当初書面に記載できることについては確実に記載し、遅くとも納入日までには補充書面を含めた発注書面等を下請事業者に交付することが必要。

調査結果の概要 ～ 発注後の取引の在り方

発注取消し，発注内容の変更，やり直し，代金減額（24～34ページ）

- ✓ アニメ制作の発注後，発注者が，受託制作会社の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず，それまで要した費用や追加的な費用を補償することもなく，発注取消し，発注内容の変更，やり直しをさせたり，あらかじめ定めた代金を減じて支払う例がみられた。

下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに，発注取消し・発注内容の変更・やり直し・代金減額の行為を受け，費用の補償が無かった，又は発注者側にも責任があるにもかかわらずこれら行為による費用を全額負担させられたと回答した件数（複数回答）

	発注取消し	発注内容の変更	やり直し	代金減額
制作委員会方式の受託	6件	12件	15件	4件
従来方式の受託	5件	13件	8件	2件
制作会社からの再受託	11件	21件	24件	10件
合計	22件	46件	47件	16件

- ✓ 発注内容の変更ややり直しについては，原作者，監督の意向やテレビ局の事情を理由としたものが目立ち，代金減額については，制作委員会や発注元制作会社の予算や財務状況を理由としたものが目立った。

（51ページ）

- 受託制作会社の責めに帰すべき理由がないのに，発注取消しや発注内容の変更，やり直しをさせ，あるいはあらかじめ定めた代金を減額し，受託制作会社に不当な不利益を与えることは，優越的地位の濫用や下請法上の問題を生じやすい。原作者，監督の意向やテレビ局の事情等により，やむを得ず発注内容の変更や追加をする場合であっても，それまでにかかった費用や，追加的に生じた費用を発注者が負担しないことは，受託制作会社に不利益を与えることとなりやすい。
- 特に，下請法の適用を受ける取引においては，代金減額が，下請事業者の責めに帰すべき理由がない限り，減額の名目，方法，金額の多少，受託制作会社の同意の有無を問わず，違反となる点に注意が必要。

調査結果の概要 ~ 著作権の帰属と二次利用の在り方

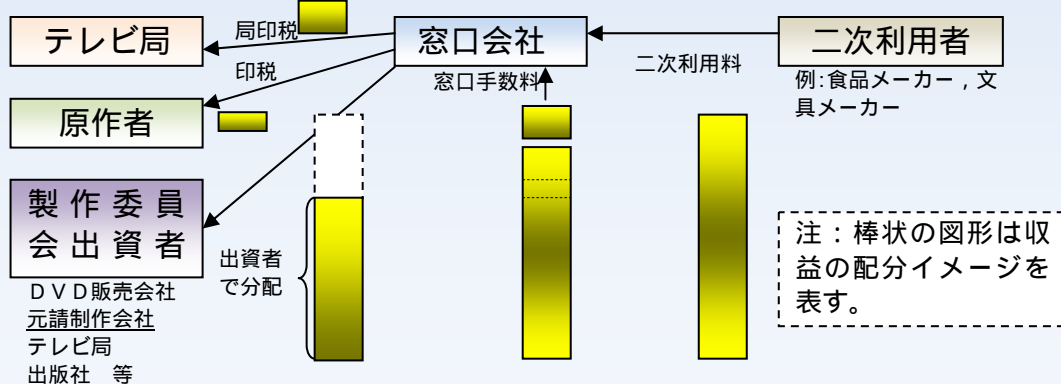
著作権の帰属の実態 (36~39ページ)

- ✓ 従来方式：2分の1がテレビ局単独，4分の1が共有。
- ✓ 製作委員会方式：出資しない限り元請制作会社に著作権は帰属せず。
- ✓ このような実態について，元請制作会社の3~4割が不満。

二次利用収益の配分実態等 (39~45ページ)

- ✓ 従来方式：元請制作会社の5割超は配分を受けられない。
- ✓ 製作委員会方式：出資の有無にかかわらず配分を得られる元請制作会社は約4割。このような実態について，元請制作会社の3割が不満。
- ✓ テレビ局が窓口業務の主体となることを一方的に要求することや，窓口手数料や「局印税」が高額であること，二次利用の促進に向けた活動が活発でないとの指摘があった。

二次利用収益の配分方法(主な例)



窓口会社とは，著作権者を代表して，あるいは著作権者に代わって二次利用の許諾及び二次利用料を徴収する業務を行う事業者である。通常製作委員会出資者，テレビ局等が窓口会社となる。

(53~56ページ)

- 発注者と受託制作会社との間で協議を行い，どちらに「発意と責任」が存在し著作権法上の権利が生じるのか十分な検討を加えた上で，これを踏まえて，著作権をどちらに帰属させるのか，権利の移転を伴う場合にはその対価をどのようにするのかについて十分話し合うことが必要不可欠。その際，アニメ制作者のアニメ作品に対する創作意欲を刺激し，質の高い新たなアニメ作品を生み出すインセンティブがもたらされるとともに，二次利用が活発に行われるようになるかどうかの視点が重要。
- 取引上優越した地位にある発注者がその地位を不当に利用して窓口業務の主体となることは，優越的地位の濫用として問題となり得るものであり，窓口業務を行う主体について事前に明確にしておくことが必要。
- 取引上優越した地位にある発注者が，窓口手数料や局印税を一方的に要求することは，受託制作会社に対して不当に不利益を与えることになりやすく，優越的地位の濫用の問題を生じやすい。